

令和4年度愛媛県ポストコロナ対応商品開発等支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県が行う令和4年度愛媛県ポストコロナ対応商品開発等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付等については、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 本補助金は、コロナ禍による消費者ニーズの変化やポストコロナ時代の到来を見据えた地域資源を活用した新商品・サービス開発などに挑戦する意欲ある事業者を支援し、地域経済の活性化を図る。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は令和4年度愛媛県ポストコロナ対応商品開発等支援事業実施要領第2条に基づき、支援対象者として知事が決定した者とする。

(補助対象事業等)

第4条 補助対象事業、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、様式第1による補助金交付申請書を別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の補助金交付申請をするにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税相当額を補助対象経費から除外するものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは補助金の交付決定を行い、速やかに当該申請者に対し通知するものとする。

2 前項の場合において、知事は、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助事業の変更承認申請)

第7条 補助事業者は、補助事業（補助金の交付対象となる事業をいう。以下同じ。）の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ様式第2による補助事業の内容（経費の配分）の変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、各経費区分の30%以内の増減等軽微な変更についてはこの限りでない。

2 知事は、前項の変更承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、変更の承認を行い、当該補助事業者に通知するものとする。この場合において、知事は、必要に応じ条件を付し、又はこれを変更することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止をしようとするときは、あらかじめ様式第

3による補助事業の中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、中止又は廃止の承認を行い、当該補助事業者へ通知するものとする。この場合において、知事は、必要に応じ条件を付し、又はこれを変更することができる。

（補助事業遅延等の報告）

第9条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに様式第4による補助事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（補助事業の遂行状況報告）

第10条 補助事業者は、補助事業の遂行状況について、様式第5による補助事業遂行状況報告書を別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

（補助事業の実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第8条の規定による補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、その日から10日を経過した日もしくは補助金の交付決定を受けた年度の2月28日のいずれか早い日までに様式第6による補助事業実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 知事は、前条に規定する報告書を受理したときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第8条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 前条の規定により通知を受けた補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、速やかに様式第7による精算払請求書を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第14条 知事は、前条の規定による精算払請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払）

第15条 知事は特に必要があると認めたときは、補助金の全部又は一部を概算払することがで

きる。

- 2 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、様式第8による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の目的外使用の禁止)

第16条 補助事業者は、補助金を目的外に使用し、又は他の経費に流用してはならない。

(補助金の経理等)

第17条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(財産の管理)

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後も、様式第9による取得財産等管理台帳を備え、その保管状況を明らかにしておかななければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業が完了した後も取得財産等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

(財産の処分制限)

第19条 補助事業者は、次の各号に定める期間内に取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第10による取得財産等の処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該財産の取得価格又は効用の増加価格が50万円未満のものはこの限りでない。

(1) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間

(2) 大蔵省令に定めのない財産については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件（昭和53年通商産業省告示第360号）に定められている耐用年数に相当する期間

- 2 知事は、当該承認に係る財産を処分したことにより、補助事業者に収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができるものとする。

(報告)

第20条 補助事業者は、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎会計年度終了後2月以内に、補助事業に係る過去1年間の事業実施状況について、様式第11による事業実施報告書を知事に提出しなければならない。

(契約等)

第21条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般

の競争に付きなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難または不適當である場合は、指名競争に付し、または随意契約によることができる。

- 2 補助事業者は、前項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。
- 3 補助事業者は、第1項の契約（契約金額100万円未満のものを除く。）に当たり、県から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適當である場合は、知事の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
- 4 知事は、補助事業者が前項本文の規定に違反して県からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は知事から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 5 前4項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

（産業財産権等に関する報告）

第22条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、意匠権または商標権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業期間内に出願もしくは取得した場合またはそれを譲渡し、もしくは実施権等を設定した場合には、遅滞なくその旨記載した様式第12による「産業財産権等取得等届出書」を知事に提出しなければならない。

（収益納付）

第23条 知事は、都道府県の補助事業の成果の事業化、産業財産権等の譲渡または実施権の設定およびその他補助事業の実施により収益が生じたと認めるときは、補助事業者に対し交付した補助金の全部または一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

（補助金の返還等）

第24条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付している補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

- （1）この要綱に違反したとき
- （2）この要綱により知事に提出した書類に偽りの記載があったとき
- （3）補助金交付の条件に違反したとき
- （4）補助事業の実施について不正行為があったとき

（その他必要な事項）

第25条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表

補助対象事業	(1) 高付加価値加工食品の開発に係る事業 (2) 健康や衛生関連商品の開発に係る事業 (3) デジタル化に対応した商品やサービスの開発に係る事業 (4) 巣ごもり商品・サービスの開発に係る事業 (5) その他知事が必要と認める事業 ※単純な機械装置の導入、施設改修、研修等を行うのみの事業は除く。	
補助対象経費	経費区分	内 容
	機械装置、 工具器具費	機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据付け、借用、 又は修繕に要する経費
	試作開発費	試作開発に要する経費
	委託費	技術開発（市場調査を含む）の委託に要する経費 （デジタルマーケティングに係る経費を含む）
	市場調査費	市場調査に要する経費
	産業財政権等関連経費	補助対象事業において生じた特許権等の産業財産を登録 する場合に要する経費
	原材料費	原材料及び副資材の購入に要する経費
	その他の経費	その他、県が必要と認める経費
補助率	補助対象経費の1 / 2 以内	
補助限度額	2, 500 千円	

(注) 補助対象経費には、当該経費に係る消費税及び地方消費税相当額を含めない。